

資料1

(資料1)

公社・事業団等との随意契約に係る情報公開について（案）

総務部総務課

新行政改革大綱は、県と公社・事業団等との関係をより透明化するために、契約などに関する情報について公表することとしていることから、次のとおり実施をします。

1 根拠

情報公開条例第4条並びに情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱第2条第3項及び第5条

→ 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの 4分の1以上を出資 している団体との間の随意契約について、必要な情報の公表を義務づける。

2 公表する事項

契約締結日、契約の名称、契約の概要、契約金額（確定額）、随意契約の根拠法令、随意契約の理由、指定管理の状況

3 公表の方法

(1) 県民センター

2の内容が記載された一覧表を閲覧に供します。

→総務課から県民センターに一覧表を送付

(2) 県ホームページ

2の内容が記載された一覧表をインターネットに公表します。

→総務課にて作業

4 公表の時期

情報の公表については、毎年7月に前年度調査を実施し、調査結果を経営状況等報告と合わせて9月議会の各常任委員会に提出した後、速やかに行います。

5 その他

新行政改革大綱は、「公社・事業団に関する情報公開の推進」について、「県が出資している公社・事業団などに関する情報について、情報公開に係るガイドラインを策定し、情報公開を進めます。また、県と公社・事業団などとの関係をより透明化するため、契約などに関する情報を公開します。」としており、達成すべき成果として、「新行政改革大綱策定後、すみやかに情報公開に係るガイドラインを策定し、ガイドラインに従い随意契約や指定管理状況などの情報の公開を平成23年度中に開始します。」としています。

(参考)

◎ 群馬県情報公開条例（平成12年6月14日群馬県条例第83号）（抄）

（情報の公表）

第4条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報を公表することについて法令等で別段の定めがあるときは、この限りでない。

- (1) 県の長期計画その他の重要な基本計画の内容
- (2) 県の主な事業の内容
- (3) その他実施機関が定める事項

◎ 情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱（抄）

（情報の公表の内容）

第2条

3 条例第4条第1項第3号の実施機関が定める事項及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第41条に定める出資等法人のうち県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資している法人の定款又は寄附行為、役員名簿、社員名簿（社団法人の場合に限る。）、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書、収支予算書
- (2) 社会福祉法人に係る監査結果の概要
- (3) 公共工事の再評価に係る検討結果
- (4) 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置されている附属機関の会議結果の概要
- (5) 県民意見提出制度を実施した結果原案を変更した条例、規則又は行政計画（変更した部分が分かるもの）

（公表の方法）

第5条 第2条各項の公表は、原則として、インターネットのホームページに掲載及び当該情報が記録された文書を県民センターにおいて閲覧に供することにより行うものとする。ただし、情報が大量である等ホームページに掲載できないことに合理的な理由がある場合は、当該情報が記録された文書を閲覧に供することのみとすることができるものとする。

情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱（改正案）

（平成12年11月10日制定）

改正 平成13年 3月 1日

平成15年 3月31日

平成16年 3月30日

平成18年 3月 7日

平成19年11月 1日

平成20年 4月 1日

平成21年 4月 1日

平成23年 8月〇日

（趣旨）

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第2章の情報公開の総合的な推進について、必要な事項を定めるものとする。

（情報の公表の内容）

第2条 条例第4条第1項第1号の内容は、県の長期計画、県の総合計画、法令等により策定を義務づけられている基本計画及び附属機関等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置されている附属機関のほか、計画策定のために臨時に設置するものを含む。）の検討を経て策定する基本計画の全文又は概要とする。

2 条例第4条第1項第2号の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 県予算における主要事業のうち各部長、会計管理者及び各県民局長（以下「部長等」という。）が指定する公共工事に関しては実施目的、規模、発注状況、進行状況、完成時期及び効果。

(2) 県予算における主要事業のうち部長等が指定する公共工事以外の事業に関しては、公共工事に準ずるもの。

3 条例第4条第1項第3号の実施機関が定める事項及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第41条に定める出資等法人のうち県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人の定款又は寄附行為、役員名簿、社員名簿（社団法人の場合に限る。）、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書、収支予算書

(2) 社会福祉法人に係る監査結果の概要

(3) 公共工事の再評価に係る検討結果

(4) 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置されている附属機関の会議結果の概要

(5) 県民意見提出制度を実施した結果原案を変更した条例、規則又は行政計画（変更した部分が分かるもの）

(6) 県と条例第41条に定める出資等法人のうち県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人との随意契約の内容

(公表の時期)

第3条 前条の公表は、情報の発生の都度速やかに行うものとする。

(公表を行う者)

第4条 第2条各項の公表を行う者は各担当所属の長とする。

(公表の方法)

第5条 第2条各項の公表は、原則として、インターネットのホームページに掲載及び当該情報が記録された文書を県民センターにおいて閲覧に供することにより行うものとする。ただし、情報が大量である等ホームページに掲載できないことに合理的な理由がある場合は、当該情報が記録された文書を閲覧に供することのみとすることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、公共工事にあっては工事の現場において必要な事項を掲示する等事業の実態を考慮し、公表の方法について創意工夫に努めるものとする。

(公表する事業の報告)

第6条 第2条第2項の部長等が指定した事業は、指定後速やかに、当該部等の主管課長等（会計局にあっては会計課長並びに県民局にあっては中部、西部、吾妻、利根沼田及び東部行政事務所長とする。以下「主管課長等」という。）が取りまとめの上、情報の公表に係る指定事業報告書（別記様式第1号）により県民生活課長に報告するものとする。

2 第2条各項の公表の閲覧期間が終了したとき又は公表を中止したときは、主管課長等は、情報の公表終了（中止）報告書（別記様式第2号）により県民生活課長に報告するものとする。

3 県民生活課長は前2項の報告に基づき、実施状況を取りまとめの上、群馬県情報公開審議会に報告するものとする。

(情報の提供)

第7条 各担当所属の長は、条例上の義務として情報の公表を行うほか、県政に関する情報の提供に努めるものとする。

(提供の方法)

第8条 情報の提供は、次の方法のうち効果的なものを選択して行うものとする。

- (1) 各担当所属での閲覧
- (2) インターネットのホームページへの掲載
- (3) 県の発行する広報紙又は広報誌への掲載
- (4) 印刷物の配布又は有償刊行物の頒布
- (5) 報道機関への資料提供
- (6) その他各担当所属が効果的と認める方法

(閲覧に係る事務手続)

第9条 前条第1号の閲覧は、各担当所属の業務上必要のある場合には、県民センターにおいても行うことができるものとする。

2 第5条及び前項に係る担当所属の長は、閲覧に供する文書を県民生活課へ1部送付するものとし、送付に当たっては、情報の公表・情報の提供資料送付票（別記様式第3号）を添付するものとする。

なお、行政資料等印刷物については、別途定めるものとする。

(一覧表の公表)

第10条 県民生活課長は、第6条第1項の報告に基づき整理した一覧表を、県民センターにおいて閲覧に供するとともに、インターネットのホームページに掲載して公表するものとする。

(公表又は提供する情報の充実)

第11条 情報の公表及び情報の提供に当たっては、情報の正確性の確保及び内容の充実を図るとともに、県民に分かりやすいものとするよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年8月〇日から実施する。

「情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱」
に基づく情報の公表の内容について

(制定：平成18年3月23日)

改正 平成19年11月1日

改正 平成23年8月〇日

「情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱」第2条に定める情報の公表の内容は、下記のとおりとし、平成18年4月1日から実施します。

記

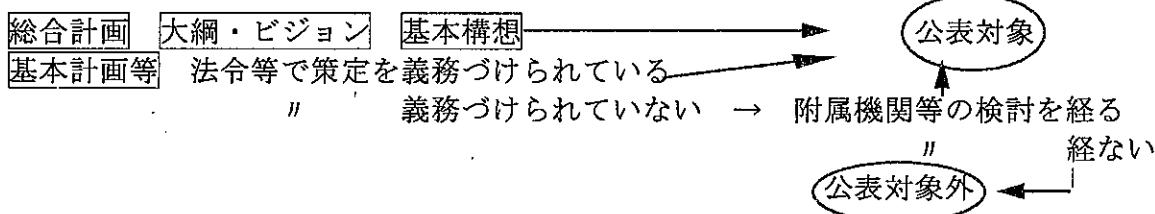
1 群馬県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条第1項第1号の情報

(1) 県の長期計画、県の総合計画、法令等により策定を義務づけられている基本計画の全文又は概要

内 容 等	説 明
県の行財政の基本的な指針、県行政全体を包括する行動指針、長期的視野に立って策定された目指すべき姿を示すもの、部局の業務領域の最上位の構想及び部局の業務に関する基本的な計画が対象となります（ただし、基本計画については、法令又は条例で策定を義務づけられていないものは除かれます。）。	当該計画の全文を公表することが原則ですが、大部である等の理由があるときは、概要により公表することができるときとします。ただし、概要是、当該計画が相当程度具体的に記載されている必要があります。

(2) 附属機関等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置されている附属機関のほか、計画策定のために臨時に設置するものを含む。）の検討を経て策定する基本計画の全文又は概要

内 容 等	説 明
附属機関等の検討を経て策定される「基本計画」及びこれと同程度の計画のうち、法令等により策定を義務づけられてはいないものが対象となります。	当該計画の全文を公表することが原則ですが、大部である等の理由があるときは、概要により公表することができるときとします。ただし、概要是、当該計画が相当程度具体的に記載されている必要があります。



2 条例第4条第1項第2号の情報

(1) 県予算における主要事業のうち各部長、会計管理者及び各県民局長（以下「部長等」という。）が指定する公共工事に関しては実施目的、規模、発注状況、進行状況、完成時期及び効果。

内 容 等	説 明
指定者は、原則として各部長としますが、当該部長が指定しない公共工事については、各県民局長が指定することができます。	記載の程度・内容については、指定者の判断に委ねることとします。

(2) 県予算における主要事業のうち部長等が指定する公共工事以外の事業に関しては、公共工事に準ずるもの。

内 容 等	説 明
公表項目は事業によって異なりますが、目的及び予算額については必須とします。	目的及び予算額以外の記載内容・程度については、指定者の判断に委ねることとします。

3 条例第4条第1項第3号の情報

(1) 条例第41条に定める出資等法人のうち県が資本金、基本金その他これらに準ずるものとの4分の1以上を出資している法人の定款又は寄附行為、役員名簿、社員名簿（社団法人の場合に限る。）、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書、収支予算書

内 容 等	説 明
1 公益法人については、群馬県知事の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第5条に基づき知事に提出される事業計画書及び収支予算書、第6条に基づき知事に提出される事業状況報告書、収支決算書及び財産目録を公表するものとします。	役員名簿及び社員名簿については、法人登記簿で明らかにならない個人情報（役員等の住所など）は、墨塗りするなどして公表情報から除外してください。
2 株式会社については、株主総会で議決された営業報告書を公表するものとします。	
3 その他の法人については、個別の根拠法の規定により知事に提出され	

、又は知事の承認を受けた予算、事業計画及び資金計画並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書、又はこれらと同等の書類を公表するものとします。

4 なお、定款、寄附行為、役員名簿及び社員名簿については、変更の都度公表するものとします。

(2) 社会福祉法人に係る監査結果の概要

内 容 等	説 明
施設監査課が作成する「社会福祉施設・介護保険施設等の指導監査・実地指導の結果概要」(冊子)又はその概要を公表するものとします。	特記事項なし。

(3) 公共工事の再評価に係る検討結果

内 容 等	説 明
群馬県公共事業再評価実施要領に基づき群馬県公共事業再評価委員会が知事に答申した内容及びこれを基に知事が決定した対応方針が分かる情報を公表するものとします。	報道発表資料等を公表するものとします。

(4) 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置されている附属機関の会議結果の概要

内 容 等	説 明
審議会等の会議の公開に関する指針及び同指針の運用では、会議録又は会議結果の概要を公表することとされています。	<p>○会議録を公表する場合 条例第14条各号に掲げる非開示情報を公表することとならないよう注意する必要があります。</p> <p>○概要を公表する場合 次の事項に係る情報を公表するものとします。 (1) 開催日時 (2) 場所 (3) 議題 (議題の中に非公開とした議題の場合は、公開・非公開の別も公表する。また、条例第14条各号に掲げ</p>

	<p>る非開示情報を公表することとな らないよう注意する。)</p> <p>(4) 委員の主な意見 (条例第14条各号に掲げる非開示情 報を公表することとならないよう 注意する。)</p> <p>(5) 結論 (継続審議の場合は、その旨を公表 する。)</p>
--	--

(5) 県民意見提出制度を実施した結果原案を変更した条例、規則又は行政計画（変更し
た部分が分かるもの）

内 容 等	説 明
県民意見提出制度運営要綱に基づき同 制度の手続を実施した結果として、条 例案や計画等の当初原案を変更した場 合に、変更後の条例や計画等を公表す るものとします。なお、条例について は議案の段階ではなく、議決された後 速やかに公表するものとします。	原案のどこをどう変更したのか分かる よう、原案、最終結果及びこの2者を 対比できるもの（対照表）を公表する こととします。

(6) 県と条例第41条に定める出資等法人のうち県が資本金、基本金その他これらに準
ずるもの4分の1以上を出資している法人との随意契約の内容

内 容 等	説 明
契約締結日、契約の名称、契約の概要、 契約金額（確定額）、随意契約の根拠 法令、随意契約の理由、指定管理の状 況契約などに関する情報を公表するも のとします。	情報の公表については、毎年7月に前 年度の実績調査を行い、9月県議会各 常任委員会にその内容を提出した後、 速やかに行うこととします。